

2月定例会提出予定議案について

【予算関係】

I 令和6年度当初予算	
・ 歳出予算	2
・ 債務負担行為	8

【条例関係】

II 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	10
III 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例	11
IV 漁港管理条例等の一部を改正する条例	12

【事件決議関係】

V 公の施設の指定管理者の指定 (兵庫楽農生活センター、兵庫県立フラワーセンター、兵庫県立公園あわじ花さじき、兵庫県立但馬牧場公園、兵庫県立やしろの森公園、兵庫県立ささやまの森公園、兵庫県立なか・やちよの森公園、兵庫県立ゆめさきの森公園、兵庫県立国見の森公園、兵庫県立宝塚西谷の森公園)	13
VI 県が行う建設事業についての市町負担額の決定	17

令和6年2月
農林水産部

I 令和6年度当初予算

第1 令和6年度当初予算提案予定額（総括）

（単位：千円、％）

区 分	R 5年度 予算額 A	R 6年度 提案額 B	財 源 内 訳				前年比 B/A	
			国 庫	特 定	起 債	一 般		
一般会計	人件費	8,751,543	8,524,718	51,223	0	445,800	8,027,695	97.4%
	事業費	70,931,235	69,439,015	22,157,981	23,402,154	8,798,800	15,080,080	97.9%
	計	79,682,778	77,963,733	22,209,204	23,402,154	9,244,600	23,107,775	97.8%
特別会計	県有環境林等	7,341,437	7,555,192	0	7,555,191	0	1	102.9%
	勤労者総合福祉 施設整備事業	580,456	591,306	8,000	583,304	0	2	101.9%
	農林水産資金	973,809	733,720	0	568,198	0	165,522	75.3%
	計	8,895,702	8,880,218	8,000	8,706,693	0	165,525	99.8%
計	人件費	8,751,543	8,524,718	51,223	0	445,800	8,027,695	97.4%
	事業費	79,826,937	78,319,233	22,165,981	32,108,847	8,798,800	15,245,605	98.1%
	合計	88,578,480	86,843,951	22,217,204	32,108,847	9,244,600	23,273,300	98.0%

第2 公共事業

1 一般公共事業

（単位：千円、％）

区 分	R 5年度 予算額 A	R 6年度 提案額 B	前年比 B/A	主な箇所	事業内容	
一般会計	農業農村	11,045,179	11,000,000	99.6%	夢前町宮置地区（姫路市）	ほ場整備
	造林	1,541,000	1,650,000	107.1%	波賀町上野（宍粟市）	間伐等
	林道	618,698	504,347	81.5%	千ヶ峰・三国岳線 （朝来市生野町～多可町加美区）	森林基幹道整備
	治山	3,794,000	3,794,000	100.0%	坂本（養父市）	治山ダム工
	漁港	1,569,000	1,434,000	91.4%	沼島漁港（南あわじ市）	港口水門整備
	漁場整備開発	887,000	912,000	102.8%	紀伊水道由良第2 （南あわじ市）	増殖場造成
	小計	19,454,877	19,294,347	99.2%		
	経営構造対策	55,000	55,000	100.0%	中川原地区（洲本市）	農業用機械等整備
	林業構造改善	2,000	12,100	605.0%	村岡区（香美町）	木質バイオマス供給施設
	漁業構造改善	106,000	299,000	282.1%	香住漁港（香美町）	廃棄物等処理施設整備
	計	19,617,877	19,660,447	100.2%		

2 災害復旧事業

（単位：千円、％）

区 分	R 5年度 予算額 A	R 6年度 提案額 B	前年比 B/A
過 年 災	5,044	326,888	6480.7%
現 年 災	4,000,000	4,000,000	100.0%
計	4,005,044	4,326,888	108.0%

主な事業の概要（新規・拡充事業）

1 持続可能な農林水産業の実現

①（新）有機農業アカデミー開設事業

78,630千円

有機農業に興味を持つ就農希望者が増加する一方、有機農業に必要な知識・技術を実践的なカリキュラムに沿って体系的に習得できる教育機関がないことから、有機農業を含む環境創造型農業推進施策検討会の意見を踏まえ、県立農業大学校に、「経営として成り立つ有機農業」を体系的に学ぶコースを新設し、人材育成を強化

○整備概要

- ・ 設置場所 県立農林水産技術総合センター（加西市）内
- ・ 定員 10名（教育期間1年）
- ・ 整備項目 実習用ほ場整備、ビニールハウス、専攻棟等の施設整備、機械器具等
- ・ 整備費 総額325百万円

○スケジュール（令和8年4月開校予定）

項目	R 6	R 7	R 8
整備工事	ほ場造成、土づくり → 施設整備 → ビニールハウス整備 →		
開校準備	カリキュラム検討 ・ 講師選定 →	募集 ----->	開校 授業(第1期)

②（新）県産有機農産物学校給食活用促進事業

1,920千円

有機農産物の販路拡大に向け、安定的需要が見込まれる学校給食において、環境負荷の少ない農業の価値啓発を通じ、学校給食への県産有機農産物導入を支援

○実施内容

- ・ 有機農業と環境配慮の取組に関する講座
- ・ 学校給食への県産有機農産物の提供

○実施手法

有機農業者で組織する団体等へ委託（550千円/件）

○実施件数

3件

③ (新) 地域有機農業塾開設支援事業

3,750千円

有機農業の拡大に向けた出口対策として購入行動を促進するため、講義と実習を通じ、環境負荷低減のみならず手間やコスト増など正しい理解を醸成する活動に対して支援

○実施内容

以下の全てを満たす栽培講座に対して開催経費を支援

- ・ 有機農業の環境負荷低減への意義、栽培に必要な技術や知識の習得
- ・ 地域の有機農業者との意見交換や交流
- ・ 年間10コマ以上
- ・ 定員延べ30人以上

○支援対象 地域で活動する団体等

○補助上限 250千円 (補助率1/2)

○補助件数 15件

④ (新) SDGs酒米・酒生産支援事業

4,519千円

日本酒の有機 J A S 認証制度開始を踏まえ、環境創造型農業を推進する本県として、認証取得に向けた取組支援により、県産酒米・日本酒のさらなるブランド力を強化

○研修会の開催

- ・ 目的 理解醸成と認証取得に向けた知識習得・対応策検討 (個別相談も実施)
- ・ 対象 県内酒造組合

○コンソーシアム取組支援

- ・ 支援内容 (生産者) 有機等酒米試験栽培経費、有機 J A S 認証取得費
(酒造会社) 有機等日本酒醸造試験経費、有機 J A S 認証取得費
- ・ 補助上限 (生産者) 350千円 (補助率1/2)
(酒造会社) 980千円 (補助率1/2)
- ・ 補助件数 生産者 3 件、酒造会社 3 件

⑤ (新)CSA手法拡大支援事業

2,388千円

有機農産物等の販路拡大に向け、生産者と消費者を強固に結びつけることが可能なCSAの手法を用いたモデルを形成し、シンポジウムにより好事例を展開

○モデル形成支援

- ・補助対象 生産者
- ・対象経費 援農・収穫祭実施費、備品整備費、広報経費等
- ・補助上限 250千円、補助率1/2
- ・補助件数 8件

○シンポジウム開催

- ・実施内容 基調講演、パネルディスカッション
- ・実施回数 1回

(参考)CSA(Community Supported Agriculture)

- 農産物の販売契約等を通じて生産者と消費者が相互に支え合う仕組み
- 農作業等に消費者が参加する特徴

⑥ (拡)水稲オリジナル品種普及推進事業

5,000千円

令和7年度誕生予定の高温耐性のある水稲オリジナル品種のスムーズな普及拡大のため、協議会ホームページ等を活用した県民への情報発信(プロモーション)を実施

○事業内容

ブランドロゴ制作、WEB構築、動画制作、ポスター・包装等デザイン制作等

○実施手法

ひょうごの水稲オリジナル品種普及推進協議会への負担金(1/2負担)

⑦ (新)ひょうごオープンファーム強化事業

10,283千円

持続性のある農林水産の実現のため、地域に人を呼び込み、ひょうごの「農」への消費者理解を深め伝えるオープンファームの取組を支援

ア 立ち上げ支援

- 実施内容 取組開始に向け、専門家を派遣し、プログラムの開発等を支援
- 支援内容 企画、シナリオ作成支援、現地指導

イ 強化支援

- 実施内容 取組のさらなる充実強化に向け、既に取り組む農林漁業者等を対象に、バージョンアップを図る際に必要な経費を支援

○補助内容

(7) 施設強化支援[ハード支援]

- ・対象経費 熱中症対策設備（東屋、大型扇風機等）、屋外トイレ等
- ・補助金額 補助上限1,000千円、補助率1/2
- ・補助件数 5件

(4) 取組拡大支援[ソフト支援]

- ・対象経費 HP改修費、SNS広告費、動画作成費 等
- ・補助金額 補助上限250千円、補助率1/2
- ・補助件数 10件

【ねらい】 オープンファームとは

- 地域へ消費者を呼び込み、単なる体験にとどまらず、
- 直接「農」の価値を伝えて消費者理解を醸成し、
- 農林漁業者の所得向上を実現させ、
- 持続可能な農林水産の実現を目指す取組

⑧ (新) 農業人材インキュベーションモデル設置実証事業

1,750千円

農業の担い手不足により、世代交代が進んでいない地域において、外部から呼び込んだ農業人材の地域への溶け込み・定着を促す地域主導のモデル的な体制構築やスタートアップ活動を支援

- 実施内容 対象となるスタートアップ活動に要する経費を支援
- 実施主体 農業者の組織する団体、J A、自治会等の地域組織等
- 補助金額 補助上限350千円（定額）
- 補助件数 5地区

⑨ (拡) 但馬牛受精卵移植推進事業

4,673千円

兵庫県のブランド牛肉である神戸ビーフの国内外の旺盛な需要に応えるため、但馬牛受精卵の生産・供給を強化するとともに、乳用牛等への受精卵移植の取組を拡大し、神戸ビーフの増産を支援

○実施内容

- ・受精卵供給体制の強化

乳用牛等への受精卵移植技術の普及を目的に、採卵経費支援、新鮮卵移植の一層の推進に加え、新たに技術向上研修会等の開催を支援

・受精卵移植技術の利用拡大

酪農家等での技術の利用拡大を目的に、受精卵適正管理と但馬牛産子飼養管理の指導、受精卵移植経費の支援を実施

○実施主体 県但馬牛受精卵移植推進協議会

○補助率 1/2以内

⑩ (新)「ひょうごの木」Creation Base (仮称) の設置

1,110千円

「ひょうごの木」の多様な新しい価値を生み出していくため、ブランディングやPRの企画に向けた、異なる業種・分野・文化の知識を取り入れたオープンイノベーションを実施する場として、“「ひょうごの木」Creation Base (仮称) “を設置

○実施内容

ブランディングの専門家や、各分野からの参加者によりブランディングの企画、各種イベントのトータルコーディネーター、企業とのコラボレーションの企画等を行うための会議を開催

○実施方法

兵庫県木材業協同組合連合会へ委託

2 2025大阪・関西万博に向けた取組の加速

① (拡)国際交流事業等とあわせた海外プロモーションの実施

4,997千円

県産農林水産物の新たな市場拡大とともに、2025大阪・関西万博に向けた食を通じた誘客促進を図るため、海外での県産農林水産物の認知度向上・販路開拓に向けた知事によるトッププロモーションを実施

○時期・場所 令和6年夏頃(予定)・マレーシア

○実施内容 県農水産物等トッププロモーションの実施

シェフやバイヤー、メディア等を対象として、ブランド戦略策定品目を使った料理を提供するレストランフェアを開催

他部局の実施内容

・オーストラリアとの連携促進事業の実施

水素社会の実現に向けた水素関連企業等との意見交換・視察、学術・教育交流等を実施

・ひょうごフィールドパビリオントッププロモーションの実施

オーストラリア各地で、ひょうごフィールドパビリオンのトッププロモーションを実施

第2表 債務負担行為

第2表 債務負担行為		
事 項	期 間	限 度 額
国指定野菜価格安定対策事業	令和6年度から 令和7年度まで	千円 一般社団法人兵庫県青果物価格安定資金協会 (以下、「協会」という。)が、独立行政法人 農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格 安定対策資金に不足が生じた場合、県が協会に 対し補助する県の必要造成計画額の100分の70 を限度とする。
令和6年度農地中間管理(担い 手支援農地集積促進事業)資金 損失補償費	令和6年度から 令和17年度まで	公益社団法人ひょうご農林機構が、公益社団法人 全国農地保有合理化協会(以下「全協」という。)から貸付を受ける担い手支援農地集積促進 事業資金(借入金額60,000千円、無利子、最 終償還期限借入日より10年以内)の最終償還 期限(全協が当該貸付の金額につき繰り上げ償 還を請求した場合には、その支払期日、その他 最終償還期限の変更のあった場合には、その変 更後の期日とする。)到来後10箇月の期間満了 の日において全協が弁済を受けていない元金額 (延滞金及び違約金を含む。)及びこれに係る 利息(年利率10.95パーセント)の合計額に相 当する額を限度とする。
公共事業土地改良費 (令和6年度分)	令和7年度	1,500,000
公共事業農地防災費 (令和6年度分)	令和7年度 令和8年度 合 計	3,034,000 340,000 3,374,000
公共事業漁港改良費 (令和6年度分)	令和7年度	550,000

第2表 債務負担行為

第2表 債務負担行為		
事 項	期 間	限 度 額
令和6年度美しい村づくり資金等 利子補給費	令和7年度から 令和26年度まで	令和6年度に、美しい村づくり資金等利子補給費に係る融資制度に基づき、金融機関から借り入れた資金から生じた利子（各制度で規定する利子補給率を上限とする。）を利子補給の限度とする。
令和6年度新型コロナウイルス感染症による被害又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響対策美しい村づくり資金債務保証損失補償費	令和6年度から 令和14年度まで	令和6年度新型コロナウイルス感染症による被害又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響に係る融資に伴い、債務の保証を行ったことによって生じた代位弁済元金額から農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第61条の規定により支払を受けた保険金の額を控除した残額の90パーセント以内を損失補償の限度とする。
令和6年度畜産特別資金利子補給費	令和7年度から 令和31年度まで	令和6年度に、畜産特別資金利子補給費に係る融資制度に基づき、金融機関から借り入れた資金から生じた利子（当制度で規定する利子補給率を上限とする。）を利子補給の限度とする。
令和6年度畜産特別資金利子補給費 (家畜疾病経営維持資金)	令和7年度から 令和14年度まで	令和6年度に、畜産特別資金利子補給費(家畜疾病経営維持資金)に係る融資制度に基づき、金融機関から借り入れた資金から生じた利子（当制度で規定する利子補給率を上限とする。）を利子補給の限度とする。
令和6年度豊かな海づくり資金等利子補給費	令和7年度から 令和27年度まで	令和6年度に、豊かな海づくり資金等利子補給費に係る融資制度に基づき、金融機関から借り入れた資金から生じた利子（各制度で規定する利子補給率を上限とする。）を利子補給の限度とする。

II 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1 制定の理由

農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正により、農地中間管理機構が、農地中間管理事業の実施により農地中間管理権若しくは経営受託権の設定若しくは移転（以下「農地中間管理権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権、使用貸借による権利若しくは経営受託権の設定若しくは移転（以下「賃借権の設定等」という。）若しくは農作業の委託を行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定めて知事の認可を受けなければならないこととされたことに伴い、知事の権限に属する事務のうち、当該認可に関する事務等について、明石市等が処理することとする。

第2 制定の概要

1 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げる事務を明石市が処理するものとする（改正後の本則の表67の7の部関係）。

(1) 農地中間管理機構が、農地中間管理権の設定等若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権の設定等若しくは農作業の委託を行おうとするときの農用地利用集積等促進計画に係る認可に関する事務（対象土地（農地中間管理機構が農地中間管理権の設定等若しくは農作業の委託を受ける土地又は賃借権の設定等若しくは農作業の委託を行う土地をいう。以下同じ。）が開発行為を伴う権利の設定又は移転に係る土地である場合に係るものを除く。(2)において同じ。)

(2) (1)の認可をしたときの農業委員会への通知及び公告に関する事務

2 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げる事務を豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、加東市、猪名川町、多可町、播磨町、市川町、太子町及び佐用町が処理するものとする（改正後の本則の表67の7の部関係）。

(1) 農地中間管理機構が、農地中間管理権の設定等若しくは農作業の委託を受け、又は賃借権の設定等若しくは農作業の委託を行おうとするときの農用地利用集積等促進計画に係る認可に関する事務（対象土地が農地転用又は開発行為を伴う権利の設定若しくは移転に係る土地である場合に係るものを除く。(2)において同じ。)

(2) (1)の認可をしたときの農業委員会への通知及び公告に関する事務

第3 施行期日

令和6年4月1日

Ⅲ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

(漁港管理条例の一部改正する条例)

漁港漁場整備法の一部改正により、漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定制度が創設され、当該計画（水面又は土地の占有に係るものに限る。）の認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）から占有料を徴収することができることとされたことを踏まえ、所要の整備を行う。

2 制定の概要

認定計画実施者は、次の表に定める占有料を納めなければならないものとした（第11条及び別表第2関係）。

区分		料率	金額
工作物その他の物件を設ける場合	建築物及びその附属施設	1平方メートルにつき1年	200円
	養殖場、養魚場その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1年	1円
	その他	1平方メートルにつき1年	200円
工作物その他の物件を設けない場合		1平方メートルにつき1月	20円

3 施行期日

令和6年4月1日

IV 漁港管理条例等の一部を改正する条例

1 制定の理由

漁港漁場整備法（以下「法」という。）の一部改正に伴い、関係条例について規定の整備を行う。

2 制定の概要

次に掲げる条例について、引用する法の題名を改める。

- (1) 漁港管理条例（第1条関係）
- (2) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（別表第3関係）
- (3) 環境の保全と創造に関する条例（第101条関係）
- (4) 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（本則の表16の部関係）
- (5) 使用料及び手数料徴収条例（別表第4関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

V 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫楽農生活センター	神戸市中央区下山手通5丁目7番18号 公益社団法人ひょうご農林機構 理事長 寺尾 俊弘	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	[指定理由] (1) センターの構想段階から現在に至るまで、センターの事業実施や施設の管理運営に携わるほか、「農」に関する多様な人材育成プログラムに取り組んでおり、県の施策と方向性を熟知している。 (2) 事業実施に必要な専門知識を有した人材を配置しているほか、地元農業者や民間事業者との連携による体験・交流プログラムの充実に向けた提案もあり、楽農生活の総合的な推進拠点施設として、より魅力的な運営が期待できる。	
兵庫県立フラワーセンター	明石市明石公園1番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 伊藤 裕文	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	[指定理由] (1) 集客施設の管理運営に関する実績が多数あり、優れた植物管理技術や健全な経営基盤を有する。 (2) 全国的に見ても有数の食虫植物、ゲスネリア等を増殖・育成する優れた技術を有する人材や多様な植物を組み合わせた植栽の企画、展示、栽培管理に不可欠な人材を有している。 (3) SNS等による積極的な広報提供、利便施設の民間ノウハウを活用した経営などセンターの魅力増進が期待できる。	

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立公園あわじ花 さじき	明石市明石公園1番27号 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 伊藤 裕文	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 県立都市公園等の管理運営に関する実績が多数あるとともに、優れた植栽管理技術や健全な経営基盤を有する。 (2) 他の施設にはない広大な花畑を、年間通じて安定的に維持するために必要な、花畑の地形・土壌特性を熟知しているとともに、優れた技術、ノウハウおよび人材を有する。 (3) 近隣に位置する花緑施設や県立公園を複数管理運営しており、あわじ花さじきと合わせた一体的な管理運営により、地域の観光振興・地域活性化への寄与が期待できる。	
兵庫県立但馬牧場公園	美方郡新温泉町浜坂2673番地の1 新温泉町 町長 西村 銀三	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 但馬牛の重要な生産地である地元自治体として、開園当初から但馬牧場公園を管理運営しており、公園に隣接する町の第三セクターの運営する施設等と連携し、効果的な運営が見込まれる。 (2) 但馬牛の生産・育成等、動物の管理に必要な経験豊富な職員を配置し、動植物の適切な管理が可能である。	
兵庫県立やしろの森公園	加東市上久米1081番地3 やしろの森公園協会 理事長 近藤 靖宏	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	〔指定理由〕 (1) 地域住民を中心として、学識経験者やボランティア等で構成する団体であり、公園開設から管理運営に携わっており、地元調整等において効果的な運営が期待できる。 (2) 園内の清潔さ、快適性及び安全性の確保を目指して、プログラム内容の見直し、企業との連携など、利用者サービスの向上及び公園機能の維持発展が見込める事業内容である。	

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立ささやまの森公園	丹波市柏原町柏原5600番地 公益財団法人兵庫丹波の森協会 理事長 酒井 隆明	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	[指定理由] (1) 地元2市が出捐する公益財団法人で、公園開設から管理運営に携わっており、地元住民等幅広い県民の参画を得て事業を推進するほか、地域実情に詳しく、地元調整等において効果的な運営が期待できる。 (2) 広域的な広報活動により、来園者やボランティアスタッフの確保を図るほか、心身の健康維持・増進につながるプログラムの企画・提供に努めるなど、利用者サービスの向上及び公園機能の維持発展が見込める事業内容である。	
兵庫県立なか・やちよの森公園	多可郡多可町中区糺屋677番地10 なか・やちよの森公園協会 会長 吉田 一四	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	[指定理由] (1) 地元自治体、近隣自治会関係者等で構成する団体であり、公園開設から管理運営に携わっており、地元調整等において効果的な運営が期待できる。 (2) 広域的な広報活動により、地元住民だけでなく、都市住民や遠方の住民の利用促進にも努めるなど、利用者サービスの向上及び公園機能の維持発展が見込める事業内容である。	
兵庫県立ゆめさきの森公園	姫路市夢前町寺2160番地2 ゆめさきの森公園運営協議会 会長 池内 数夫	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	[指定理由] (1) 地域住民を中心として、関係団体、学識経験者等で構成する任意団体であり、公園開設から管理運営に携わっており、地元調整等において効果的な運営が期待できる。 (2) 広域的な広報活動やアンケート等の実施により、利用者のニーズの的確な把握に努めるとともに、団体向けの学習メニューの充実を図るなど、利用者サービスの向上及び公園機能の維持発展が見込める事業内容である。	

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立国見の森公園	宍粟市山崎町中広瀬133番地 6 公益財団法人しそ森林王国観光協会 理事長 富田 健次	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 地元自治体が設立した公益財団法人であり、公園開設から管理運営に携わっており、地元住民と協同で事業を推進するなど、地元調整等において効果的な運営が期待できる。</p> <p>(2) 広域的な広報活動やアンケート等の実施により、利用者のニーズの的確な把握に努めるとともに、学校（団体）利用の促進、「しそ森林王国」構想との連携による地域振興、地元団体や教育機関との連携など、利用者サービスの向上及び公園機能の維持発展が見込める事業内容である。</p>	
兵庫県立宝塚西谷の森公園	宝塚市大原野字炭屋 1 番 1 特定非営利活動法人宝塚NISITANI 理事長 中村 正文	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで
	<p>〔指定理由〕</p> <p>(1) 公共施設・用地等の管理・運営を目的に、地元のまちづくり協議会が中心となり設立されたNPO法人であり、公園開設時から地元住民らが管理運営に携わっており、効率的な公園運営が期待できる。</p> <p>(2) 広域的な広報活動により来園者やボランティアスタッフの確保を図るほか、地元団体・施設との一層の連携等、利用者サービスの向上及び公園機能の維持発展が見込める事業内容である。</p>	

VI 県が行う建設事業についての市町負担額の決定

県が行うため池等整備事業は市町が受益するものであるので、当該建設事業に要する経費のうち令和5年度に県が負担する経費の一部を、次のとおり当該市町の負担とする。

事業名	市町名	負担額
ため池等整備事業	南あわじ市	工事費に100分の14を乗じて得た額